

# 一般社団法人茗溪会 代議員選挙規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茗溪会（以下この法人という。）の定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 代議員とは、この法人の正会員でこの規程に基づき選出された者で、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、国内の都道府県及び職域、海外の国、地域及び都市を単位として組織される茗溪会組織（以下、地域組織等という。）ごとに、正会員の中から立候補者を募り、又は候補者を推薦し、選挙により選出する。

(代議員の定数)

第4条 この法人の代議員の定数は、定款第5条第2項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年の4月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

3 代議員の定数は、定款第5条第2項に規定する正会員数200人の中から1人の割合をもって選出される代議員の合計数とする。

4 前項の場合において、正会員200人の半数を超える端数については、これを1人として代議員の合計数に加算するものとする。

5 代議員の選挙区は、全国で一選挙区とする。

(代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第5条第6項の規定により選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(選挙の時期)

第6条 この法人の代議員の選挙は、定款及びこの規程に定めるところにより、現任の代議員の任期が終了する月の末日までに、次期代議員の選挙を行わなければならない。

(選挙人の資格)

第7条 選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

(被選挙人の資格)

第8条 代議員の被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第9条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示の3箇月前に組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は10名以内とし、理事会において正会員（代議員候補者は除く。）の中から選出の上、理事長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によるものとする。

5 理事長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

らない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から選挙結果を公表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第11条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 代議員の定数の確定
- (2) 正会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員及び補欠の候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の公示)

第12条 委員会は、代議員の任期満了となる日の3箇月前までに、代議員候補受付のための公示を行わなければならない。

(公示内容)

第13条 前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の定数
  - (2) 代議員の任期
  - (3) 代議員立候補受付期間
  - (4) 投票日
  - (5) 開票日
  - (6) その他必要な事項
- 2 委員会は、前項第1号の定数を基に、正会員の中から代議員候補者を募るものとする。

(代議員候補者)

第14条 代議員候補者は、立候補又は推薦によるものとする。

2 立候補者又は推薦を受けた者は、正会員3名以上の推薦者が必要とする。

3 この法人の役員は、代議員選挙に立候補することができない。

(選挙結果の報告)

第15条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その結果を正会員に通知しなければならない。

## 第3章 代議員の選出

(立候補受付期間)

第16条 委員会は、14日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第17条 代議員に立候補しようとする会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に掲げる書類を地域組織等の代表者に提出しなければならない。

- (1) 略歴書
  - (2) 正会員3人以上の推薦書
- 2 各地域組織等の代表者は補欠代議員候補者を選出し、前項の届出にその候補者名を記載した書類を添付し、立候補者受付期間終了後直ちに委員会に提出する。

(候補者名簿の公表)

第18条 委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、各地域組織等ごとの立候補者名簿を作成し、次の各号について各地域組織等ごとの正会員に公表しなければならない。

- (1) 氏名

(2) 略歴

(3) 補欠代議員候補者名

(候補者数が定数に達しない場合)

第19条 委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、各地域組織等の代表者に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の場合にあつては、各地域組織等の代表者は、速やかに候補者を選出し、同候補者の同意を得て委員会へ関係書類を提出するものとする。

(選挙方法)

第20条 代議員の選挙は、郵便投票により、次の方法により行うものとする。

(1) 投票は、投票日までに会員の無記名投票により行うものとする。

(2) 前項の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に、各立候補者ごとに○印をもって記入するものとする。ただし、信任投票の場合にあつては、無印は賛成したものとみなす。

2 選挙を行ったときは、○印の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会者の下に「くじ引き」により決するものとする。

3 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

(1) 正規の投票用紙を使用していないもの

(2) 投票用紙の立候補者の氏名の欄に○印以外の記号を記入したもの

(3) 判読ができないもの

(選挙における当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第21条 代議員の選挙において、当選人が定まったときは、委員会は直ちに当選人の地域組織等の名称及び氏名その他選挙の次第を理事長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があつたときは、理事長は、直ちに当選人の数、所属支部名、氏名を各地域組織等に対して告示しなければならない。

3 前項の告示をもって当該選挙は終了したものとみなす。(当選等の効力の発生及び選任日)

第22条 当選人の効力の発生は、第21条の規定による告示のあつた日から、生ずるものとする。

2 前項の当選人の効力の発生の日をもって、代議員の選任日とする。

(代議員の資格)

第23条 代議員たる会員が会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の決議により、行うものとする。

(特例措置)

第25条 事務局長は、会計処理に関する文書及び人事に関する文書について、この規程により難しい場合は、必要に応じてその取扱いを関係役員と協議して定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いに関して必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人茗溪会の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は平成29年4月1日より適用する。

### 一般社団法人 茗溪会 代議員選挙の流れ

- ①地域組織等の組織表 ㄨ切 7/31  
地域組織等の代表者(支部長)が本部に届ける。
- ②代議員選挙公示 10/20  
季刊誌「茗溪」秋号(10/15)に代議員選挙公示日を記載
- ③立候補 ㄨ切 11/6  
代議員立候補希望会員は立候補届け様式に記入し、地域組織等の代表者(支部長)に届出る。
- ④立候補者・推薦候補者 ㄨ切 11/20  
地域組織等の代表者(支部長)は立候補者と推薦候補者(定員以内)をとりまとめ、本部に報告する。
- ⑤全立候補者・推薦候補者のとりまとめ 12/21 予定  
選挙管理委員会は立候補者・推薦候補者のとりまとめを行う。代議員規定数以内のときは無投票となる。
- ⑥投票 ㄨ切 2/10  
選挙管理委員会は、立候補者・推薦候補者数が規程を越えたとき、季刊誌「茗溪」正月号(1/15)に投票用紙を同封する。正会員が本部に郵送することで投票を行う。
- ⑦代議員の決定 4/15  
季刊誌「茗溪」春号(4/15)に代議員名簿を記載する。

### 代議員規定数

正会員数	推薦者数
1~299	1
300~499	2
500~699	3
700~899	4
900~1099	5
1100~1299	6
1300~1499	7
...	